

「憲法」を学ぶ

第4回 憲法が保障する人権 の基本的な考え方

今回は、基本的人権について、日本国憲法における基本的な考え方を解説します。これは、裁判上でも、学問上でも、ごく一般的な考え方です。

日本国憲法は、国民に保

東京北法律事務所

坂田洋介 弁護士

障する基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」(11条、97条)と定めています。つまり、法律によっても、さらに「憲法改正」によっても、侵してはならない権利として、絶対的に保障する考え方をとっています。そして、憲法は国家権力を制限する規範(立憲主義)ですから、基本的人



権は国家権力では侵すことができないことを意味しています。

国家権力を縛る基本的人権

公共の福祉について

もっともこれは、人権が無制限であることを意味しません。個人は他人と関係をもつて生きていますから、人権もとくに「他人の権利」との関係で制約されることは当然です。このこ

とを、憲法は「公共の福祉」として定めています(12条、13条等)。たとえば、報道機関が個人を調べ、報道することは表現の自由(21条)で保障されていますが、他方でその報道は個人のプライバシーを侵害することにもなります。このよ

うに、「人権相互の矛盾・衝突」が生じる場合に、それを調整する原理が「公共の福祉」であると考えられています。「公益」とか「国家的利益」といったものではありません。

新しい人権の保障

そして、憲法は、14条以下において、詳細な人権規定を置いています。しかし、それは歴史上重要な権利・自由を列挙したものにすぎず、憲法が保障する人権はそれに限られません。社会の変革にともない、新たに個人にとって不可欠と考えられる基本的人権・自由は「新しい人権」として保障されます。具体的に、憲法13条の「生命、自由及び幸福追求に対する権利」(幸福追求権)がそのような「新しい人権」の根拠となる一般的かつ包括的な権利とされています。たとえば、プライバシーの権利、名誉権等は、憲法上には明記されていませんが、

この13条等を根拠に憲法上保障されています。

そのため、憲法の明文には記載のない個人の新しい権利・自由について、その保障の必要性が高いとしても、必ずしも憲法を改正する必要はなく、十分解釈で保障することができ、立法や行政の基本とすることが可能です。

現在の改憲の動きは、このような人権の基本的な考え方も変え、その人権保障も弱めようとしています。「国家権力を縛る」、「国家からの自由」という根本さえ変えようとしています。上記の人権の基本的な考え方に基づき改憲の動きを見ることが大事です。